

# 研究データ基盤整備と国際展開

---



令和2年12月4日

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付  
参事官(統合戦略/エビデンス担当)

赤池伸一

# 研究データ基盤整備と国際展開

## 【背景】

- ・知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの動きが活発化
- ・学術論文に関して、世界的な出版社による寡占化が進行し、研究データについてもこれらの出版社やIT・データ関係企業等がビジネスとして焦点を当てつつある状況

## 【目指すべき将来像】

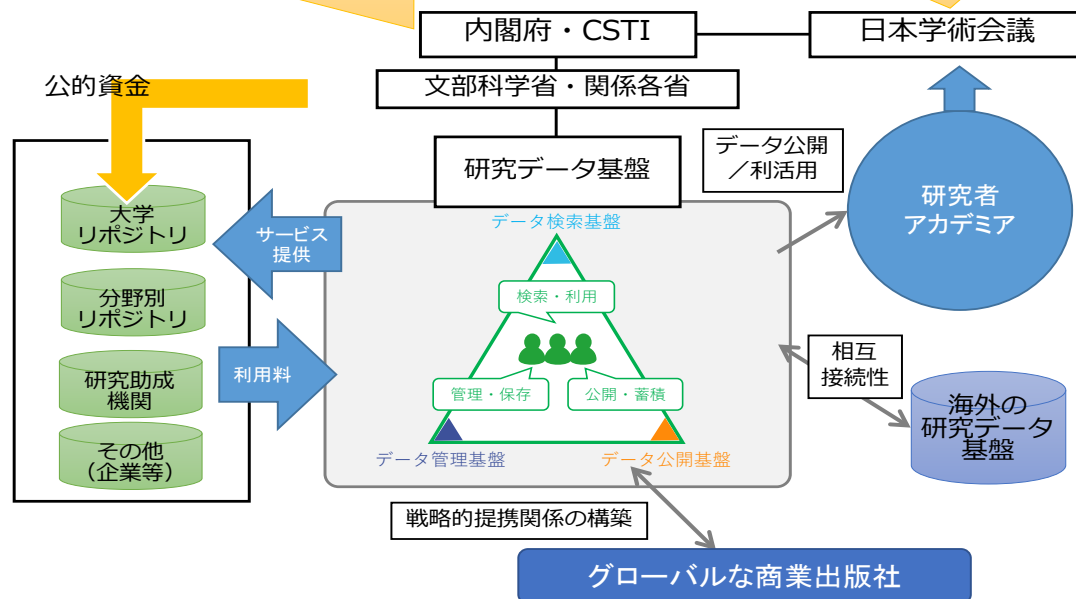
- ・サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用できる社会の実現
- ・その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速

## 【具体的施策】統合イノベーション戦略2020（令和2年7月閣議決定）

- ・研究データ基盤システム（NII）の本格運用開始（2020年度）
- ・「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」（2018年6月）→国研は2020年度末までに策定予定
- ・「研究データリポジトリ整備・運用ガイドライン」（2019年3月）
- ・競争的研究費制度においてデータマネジメントプラン（DMP）を導入予定（2021年度予算の公募まで）
- ・ムーンショット型研究開発制度において先進的なデータマネジメントを推進
- ・公的資金による研究データの民間企業による利活用促進のため、課題・解決策の検討
- ・G7-オープンサイエンス・ワーキンググループ（2019年6月）を踏まえ、EUのクラウド等との国際連携検討

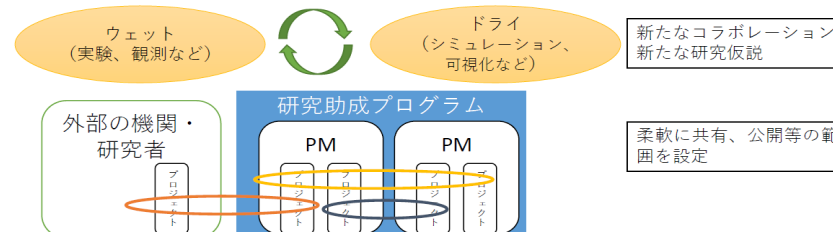
- ・ナショナル・データ・ポリシーの策定
- ・G7等の国際展開

アカデミアの  
立場からの検討



公的資金による研究データの適切な管理・利活用により、知の発展と結合を促し、優れた研究成果やイノベーションの創出へとつなげる。

大学・国研・民間企業間の新たな共同研究や、民間企業による新たなイノベーションの創出を効果的に実現



# ムーンショット研究開発制度における先進的データマネジメント

研究推進法人/PD: メタデータの保存・共有・公開

研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)  
又はこれに相当するシステム

## データカタログ

ムーンショット目標	データNo	データの名称	データの説明	管理者	連絡先	データの所在場所	データ管理方針		その他
							公開・共有の方針	利活用・提供の方針	
	1								
	2								

集約・構成

メタデータ

メタデータ

メタデータ

PM/研究者:  
管理対象データの保存・共有・公開

研究データ基盤システム等 (外部ストレージ、レポジトリ等可)

PM/研究者がメタデータを付与

メタデータ

メタデータ

メタデータ

管理対象  
データ

管理対象  
データ

管理対象  
データ

PM/研究者が範囲を定める

非管理データ

プロジェクト① (PM/研究者)

集約・提出

研究データ基盤システム等  
(外部ストレージ、レポジトリ等可)

メタデータ

メタデータ

管理対象  
データ

管理対象  
データ

非管理データ

プロジェクト② (PM/研究者)

※PMは、管理対象データの管理・利活用の考え方を示した計画書（データ・マネジメント・プラン（DMP））の原案を研究者に作成させ、取りまとめ、研究推進法人に提出する。

# 研究データに関する概念整理

## 研究データ※1

研究開発の過程で生み出される全てのデータで、電磁的な形態により管理可能なものを言う。研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ、会議資料等が含まれる。

## 管理対象データ※2

ムーンショット型研究開発制度において得られた研究データの内、研究開発活動の実績を示すエビデンスとなるデータであり、PMがその範囲を定める（管理対象データは研究開発の進捗に応じて、PMの判断により更新される）。

※管理対象データ以外の研究データを非管理データと呼ぶ

↓ 対応

## メタデータ※3

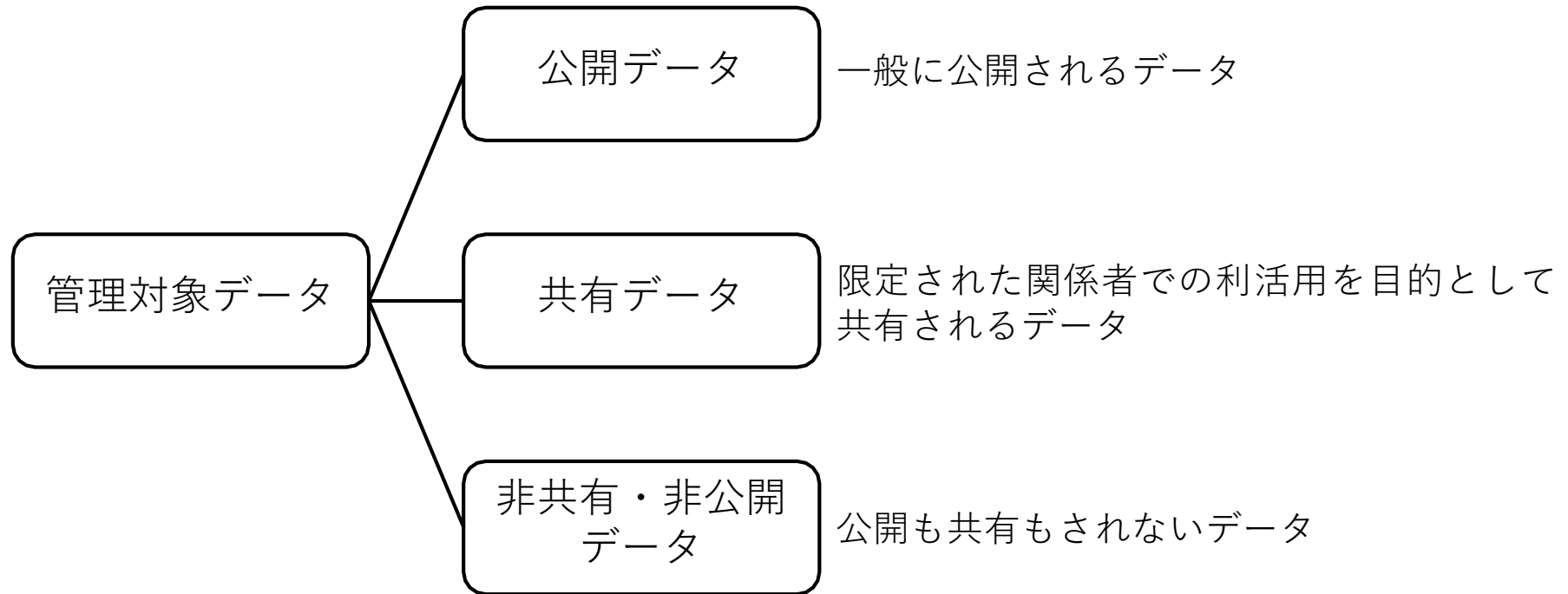
管理対象データを説明するための情報を付与したデータ。データの名称、データの説明、データの管理者及びその連絡先、データの所在場所、データの保存・共有・公開の方針等の情報を含む。

※1) 「研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書（令和元年10月）」中の研究データの定義に準ずる

※2) 本ムーンショット型研究開発制度において新たに設けられた区分

※3) 経済産業省「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」中のメタデータの定義に準ずる

# 管理対象データの公開及び共有の区分



※) 研究データ基盤整備と国際展開ワーキング・グループ報告書（令和元年10月）の「図1 利活用の視点からの研究データ区分」に準ずる

なお、個人情報、企業の秘密情報、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる。

また、関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する条約等の国際約束等や、データ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある。